



みんなの力で
がれき処理

災害廃棄物の広域処理をすすめよう



国連生物多様性の10年

ワシントン条約附属書への掲載提案に対する意見の募集について (お知らせ)

平成24年9月10日(月)
環境省自然環境局野生生物課
(直通:03-5521-8283)
課長:中島 慶二 (内:6460)
課長補佐:山本 麻衣 (内:6475)
担当:荒牧 まりさ (内:6462)

平成25年3月に開催予定の絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)第16回締約国会議(COP16)において、附属書へのリュウキュウヤマガメの掲載を提案することを検討しています。

本案について、広く国民の皆様からの御意見を募集するため、平成24年9月10日(月)から9月24日(月)までパブリックコメントを実施いたします。

1. 背景

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)では、締約国会議において国際取引の規制対象となる種を掲げた附属書の改正を行っています(条約の概要は参考資料参照)。

平成25年3月にタイのバンコクで開催される予定の第16回締約国会議(COP16)において、我が国からリュウキュウヤマガメの附属書への掲載を提案することについて、広く国民の皆様から御意見を募集します。

2. 意見募集の対象

ワシントン条約附属書への掲載提案の内容(案)(別紙)

3. 意見募集要領

(1) 資料の入手方法

インターネットによる閲覧

- ・環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/info/iken.html>
- ・電子政府の総合窓口[e-Gov] <http://www.e-gov.go.jp/index.html>

環境省自然環境局野生生物課にて配布

郵送による送付

郵送を希望される方は、80円切手を添付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用長形3号封筒を同封の上、「ワシントン条約附属書への掲載提案に対する意見募集関係資料希望」と封筒表面に明記し、下記(3)意見提出方法の「郵送の場合」のあ

て先まで送付してください。

切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受け付けかねますので、あらかじめご了承ください。

(2) 意見募集期間

平成24年9月10日(月)～平成24年9月25日(月)

郵送の場合は同日必着

(3) 意見提出方法

下記の【意見提出様式】の様式により、以下に掲げるいずれかの方法で環境省自然環境局野生生物課宛てに御提出ください。

郵送の場合：

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

FAXの場合：03-3581-7090

FAXで提出される場合は、別途電話等によりその旨を担当者に御連絡ください。

電子メールの場合：shizen_yasei@env.go.jp

電子メールで提出される場合は、メール本文に記載してテキスト形式で送付してください。

(添付ファイルによる意見の提出は御遠慮願います。)

電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

【意見提出様式】

[宛先] 環境省自然環境局野生生物課 あて

[件名] ワシントン条約附属書への掲載提案に対する意見

[氏名] (企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

[〒・住所]

[電話番号]

[FAX番号]

[意見]・意見内容

・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。)

御意見は、日本語で御提出ください。

御提出いただきました御意見については、名前、住所、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。

御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくこともあります。

皆様からいただいた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。

地球のいのち、つないでいこう

2011-2020 国連生物多様性の10年